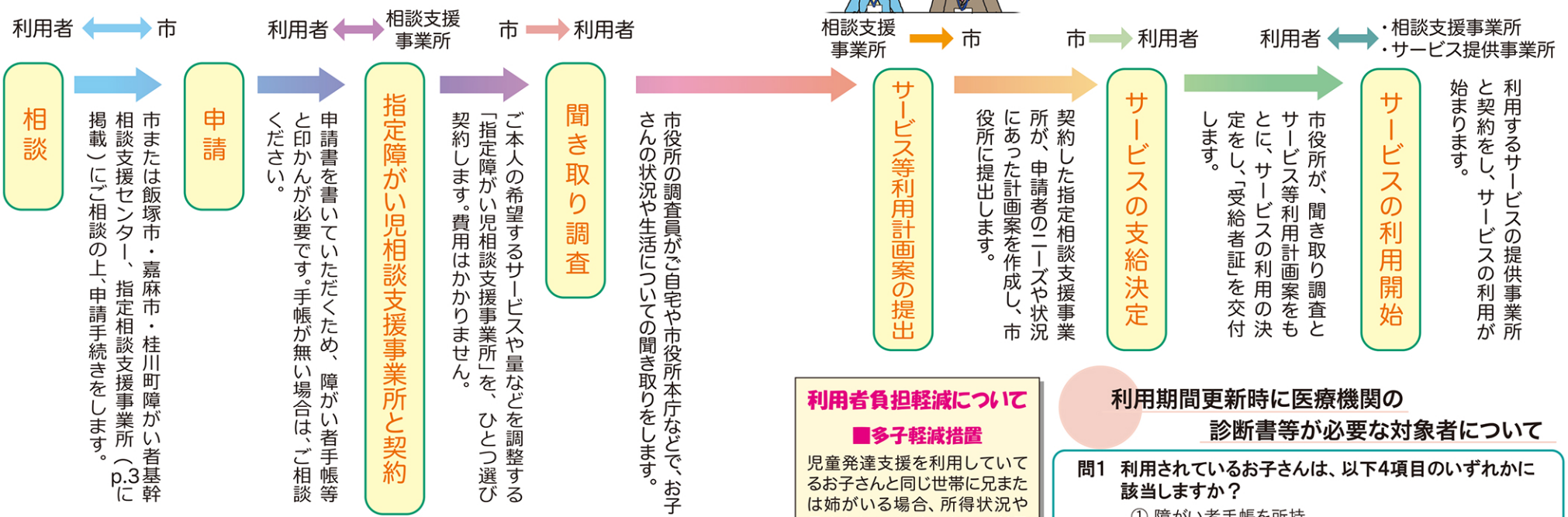


# 受給者証を使ったサービスを利用するまでの流れ

申請から1~2か月ほどかかります。ご注意ください。



**申請する場所・問い合わせ**  
 飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係  
 または各支所 市民窓口課  
 ☎ 0948-22-5500 (内線 1156, 1157)  
 fax 0948-21-6356



**ちょこっとコラム**

**家族全員の年収があわせて約400万円の場合**

うちの子どもは5歳です。わが家の場合、児童発達支援（ピンク色の受給証）を毎月23日間程度と、短期入所（水色の受給証）を毎月7日間ほど利用しています。

わが家の月々の利用者負担額は、それぞれ毎月4,600円とおやつ代（1日100円程度）などです。また、日中一時支援（緑色の受給証）を使うときは、1回あたり300円程度を支払っています。

※これはあくまで一例なので、世帯の収入によって負担額は異なります。

えらうと アレと これとで だいたい これくらい

CHECK /

**費用負担**

原則、費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯全員が生活保護もしくは非課税世帯の場合は無料です。

※ 地域生活支援事業については、生活保護世帯のみ無料となります。

**利用者負担軽減について**

■ **多子軽減措置**

児童発達支援を利用しているお子さんと同じ世帯に兄または姉がいる場合、所得状況や兄または姉の年齢によって利用者負担額が軽減される場合があります。対象となる場合、児童発達支援を利用しているお子さんが

- ▶ 第2子の場合：費用の0.5割と負担上限月額を比較して低い方
- ▶ 第3子以降の場合：無料となります。

■ **無償化（3～5歳）**

2019年10月1日から対象のお子さんの児童発達支援等の利用者負担額が無償化されました。無償化の対象となる期間は満3歳になって初めての4月1日から3年間です。詳しくはお問い合わせください。

**利用期間更新時に医療機関の診断書等が必要な対象者について**

**問1** 利用されているお子さんは、以下4項目のいずれかに該当しますか？

- ① 障がい者手帳を所持
- ② 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持
- ③ 特別児童扶養手当を受給
- ④ 特別支援学級又は特別支援学校への就学

**YES!** → 通常通りの更新になります。  
 ※医療機関の診断書等はありません。

**問2** 今年度現在の学年は以下のいずれかに該当しますか？

- ① 小学1年生
- ② 小学4年生

**YES!** → **放課後等デイサービス更新時に医療機関の診断書等が必要です。**

**来年度の更新時**に医療機関の診断書等を提出してください。なお診断書等の有効期間は**提出時の前1年間**を有効期間とします。※期間中に問1の4項目に該当した場合には診断書等は不要です。